

都市下層における反差別のかたち

——日雇労働のなかの「部落」と「在日」——

山本崇記

1. はじめに—本稿の問題意識

本稿は、「再生産は長く続く？—アルチュセール・マラソン・セッション」のセッション3「継続する暴力・搾取への抗いに向けて—社会構成体の『周辺』をめぐる呼びかけ」の企画を担当したものの一人として、同セッションの主旨とそれに対して行われた二つの報告に対して事後的ではあるが応答するという意味合いを持っている¹⁾。

企画者の大野光明による主旨には次のよう書かれている。

機能主義的な構造決定論に陥りかねない再生産論をよりダイナミックなプロセスとして開きなおし、再生産のプロセスに常に内在化されている反作用や軋みを顕在化させ、抵抗の力能へと変成させる可能性を、特に社会構成体の『周辺』の視点から考えたい。資本制を支える流動的の下層労働者をめぐる地域研究からの問題提起から議論を始める。(企画ビラ抜粋)(強調は引用者)

この主旨に対して、小野俊彦による「北九州・門司港—『周辺』としての港湾労働社会と『朝鮮人労務者』という主体」、原口剛による「寄場—流動的の下層労働者の抵抗史」が報告された。小野が北九州、そして、原口が大阪を対象地域にしたのに対して、本稿では主に筆者のフィールドでもある京都(市)を対象に、「再生産」「周辺」「流動的の下層労働者」「抵抗」などの問題を考えていく²⁾。

具体的に本稿では、被差別部落出身者(以下、「部落」と在日朝鮮人(以下、「在日」との関係性に焦点を絞り、主にその関係性が濃密に表現される生活と労働の場である都市下層/日雇労働(運動)を中心にみていくことにしたい。そのなかでも、1949年に国により始められた失業対策事業に登録されていた失対日雇労働(者)に重点を置きたい。そのため、1940年代末から制度の変更が行われ事実上失対事業が終了する1970年代までを対象時期とする。

この都市下層/日雇労働という視点に立つ最大の理由は、「部落解放運動(史)」や「在日朝鮮人運動(史)」といったかたちで議論を展開することが、双方の関係性を差別—被差別という一面では事実ではあるが単線的で図式的でもある見方に議論を固着させてきたことを本稿ではできる限り避けようとする狙いがあるからである。

周辺の再生産とそれに抗うという問題に関して、社会学における差別論・社会運動(史)論のアプローチを補助線として引いておきたい。そのうえで、「部落」と日雇労働、「在日」と日雇労働との関係を行政資料を中心にみていき、その交差のあり方を論じる。そして、行政資料

に現れない点を社会運動側からの資料を通してみることで明らかにしたい。それは、被差別者たちの関係性が複雑に織り成す単線的ではない「抵抗の力能」を探るための作業にも繋がっていく。

2. 方法論的課題

2. 1 社会学における差別の複合性

まず、この「部落」と「在日」との関係性を捉えるためには戦前にまで遡ることが必要となる。簡単であるが振り返っておきたい。日本の植民地支配の過程で、日本に渡航を余儀なくされた朝鮮人が徐々に定住化していくのが1920年代である。朝鮮人が日本に渡って来て、住むところが被差別部落であったことは既に指摘があるが〔杉原・玉井1986〕、近年その過程はより詳しく明らかにされてきており、京都に関しても幾つかの研究がある（この点は後述）。

日本社会の底辺層に位置する「部落」のなかに一層差別される立場（例えば「民族的差別賃金」）となる層として朝鮮人が「移住」し「在日」として定住していったことが意味するのは、端的にいえば差別の複合性という点である。つまり、被差別のなかにさえ（被差別のなかだからこそ）被差別があるということである。この点は、階級・民族・性・年齢など多様な属性のなかで起こることでもあるが、それぞれの属性と属性が複雑に絡み合うそのメカニズムを十分に解明することは非常に困難である³⁾。

社会学における差別論において、被差別者間の複雑な関係性を整理しようとする議論が提出されている。それが、上野千鶴子による「当事者主権」論／「複合差別論」である。被差別の経験とはその差別を受けたものに固有のものであり、差別が何であるのかを決める定義権は被差別の当事者性と結びついている〔中西・上野2003〕。そして、差別問題の固有性を共約化するところに成り立つ「あらゆる差別からの解放」という戦略は、それぞれの差別問題の固有性を消去するどころか、ときにある差別解放の運動が別の差別を隠蔽・強化することがあり、その事実を見えにくくさせてしまう弊害をもつ〔上野2002〕。上野はそのひとつの事例として金静美の部落解放運動に対する民族差別批判を挙げている（この点は後述）。

この議論は、「部落」と「在日」との関係性を考えるうえでも示唆的ではあるが、決して議論として目新しいものではなく、繰り返し反／差別論のなかでもいわれてきたことであり、より実践的にその克服の方途が問題提起されてきたことでもある〔津村1970〕〔新泉社編1983〕。そのことがより自覚されていくのは、やはり1960年代後半以降であるように思う〔山口1990〕。その意味では、差別の複雑な重なり合いを「複合差別論」として整理するだけでは不十分であり、既に実践を通して問われてきたその克服の方途・議論を丹念に追うことが必要になる。

2. 2 社会学における運動史的文脈

ただ、「当事者主権」論でいわれる被差別の固有性に関しては、従来の解放運動史の記述への偏りによって「抑圧」されていたライフストーリーのなかにこそ抵抗と解放の戦略が存在することも強調されてきている〔桜井2002〕。確かに、被差別の経験はひとり一人異なりまったく固有のものであり、これらの成果は大変重要である。

とはいえ、ある属性によって、つまり、一定のカテゴリー／集団として差別されるという事実からも切り離せない被差別の経験からの解放が、まったく個人的になされるとは限らない。差別からの解放の営みが、共同性の構築という実践によってなされることもあるだろう。それが、いわゆる社会運動として発現することもある。

しかし、上野の「複合差別論」がある意味で端整であるにもかかわらずいささか図式的過ぎるのは、反差別のための共同の営みである社会運動の歴史、より本稿の問題意識に近づけていえば、差別／被差別の複雑な関係性の変遷を歴史的に丁寧に論じていないことにあるのではないだろうか〔山本2007〕。そこには社会学と歴史、社会学と社会運動との関係をどう考えるのか、という問いがある。

かつて、日高六郎が次のようなことを指摘していた。

しかし「社会運動」というテーマについての研究が弱かったという点にだけ限定して考えれば、その理由はおよそ次のようなところに求められるのではないと思う。第一には、現象はとくに流動的であり、同時に社会構造にたいして全体関連的であり、さらにその意味で高度に歴史的背景の配慮を必要とする。ところで流動性、関連性、歴史性を対象とすることは、従来の社会学的理論の枠組みでは、かなり手ごわいということがある。〔日高1962:3〕

日高は、静態的、局部的、そして、非歴史的方法という弱点をもつ社会学が、社会運動を研究対象にする際の困難を以上のように捉えていた。そして、特に非歴史的方法という点を今日においても社会運動（史）研究の問題点として指摘したのは、道場親信による次のような議論である。

つまり、「大艦隊」「統一戦線」のイメージがリアリティを失うとともに、「階級闘争」とは別の原理に立つ諸社会運動が登場してきたとしても、それで「階級闘争」が失効するわけでもなければ資本主義を批判し労働者の権利を守り、そのために政治への働きかけを行なうという意味での労働者の社会運動が「過去の遺物」になるわけでもないということだ。それはすでに過剰な歴史化というべきである。「市民運動」を「社会運動」のモデルとしてとらえる視角の中には、しばしばこのような過剰な歴史化が伴ってしまうことには注意が必要である。また、この転換を歴史的に正当化するものとして導入された「新しい社会運動」論の受容の仕方の中にも、しばしば同様の歴史的な文脈の平板化が存在しているように思われる。〔道場2006:242〕（強調は引用者）

以上のような社会学における課題を考えたとき、本稿では、運動史的な文脈を挿入しながら、都市下層における「部落」と「在日」との複雑な関係性を検討するという立ち位置へと至ることになる。それは、現在においても双方の関係性が差別—被差別という図式的な関係性に閉じられているところがあり、その原因としてはこれまでの双方の関係性のあり方に対する解釈に起因していることが挙げられる。その文脈を反差別の方向性に向かって改めて開いていくこと。

本稿の方法論的な問題意識はこの点にこそある。

付言すると、「歴史的文脈の平板化」という課題は、誤解を恐れずにいえば、本セッションの報告者・企画者が共有していた問題意識でもあったといえるだろう。以下では、この点も意識しながら、論を進めていきたい。

3. 差別と労働⁴⁾

3. 1 日雇労働を捉える視点—差別との関わりにおいて

京都における事例をみる前に、日雇労働、または、日雇労働者が何を指すのかという点について考えてみたい。より具体的にいえば、日雇労働／日雇労働者と差別の問題とはどのように絡んでいるのか、という点を考えてみたい。

戦後、日雇労働者が行政によって施策対象となるのは失業対策事業以降といえるだろう。たとえば、経済安定本部総裁官房労働室による『日雇労働に関する研究—労働政策研究会報告』(1951年)では、「日雇労働者を一般的に論ずれば、その範囲は非常に広範囲に亘り、又その種類も種々雑多であって、之を明確に把握することは到底困難である」としつつも、「今日の所謂日雇労働者の問題は(中略)失業対策事業をめぐって職業安定所に求職している登録日雇労働者にその中心がおかれている」[経済安定本部総裁官房労働失1951:5]という認識を示している。

一方で、行政側のいう「登録日雇労働者」をその日雇労働者像の中心におく点で基本的に同様でありながらも、日雇労働／日雇労働者を、戦後における典型的な「貧困層」とも捉えた江口英一は日雇労働／日雇労働者を次のように定義している。

「日雇労働者」は、戦後の「低所得階層」—「貧困層」の代表的な階層として形成されてきた。たしかに「日雇労働者」層は、戦前においても、とくに第一次大戦後の大正期以降、大都市における失業と貧困を代表する階層として形成されてきたが、第二次大戦後の、そして本研究の対象としてその中心をなす「日雇労働者」層は、その数量においても、戦前とは比較にならぬほど大きかった。その形成の母体となった階層は、あらゆる階層にゆきわたり、その他さまざまな点で、戦前には見られなかった性格をもっていた。とくに女子「日雇労働者」層の大量の出現はそれをさし示していた。そして、「日雇労働者」層は、戦後、貧困層として「共通のベルト的階層」を形成し、公的扶助をうけてしか生活できないような最下の「窮乏層」の給源母体となっていたものである。彼等はまた同時に、あたらしいWorking poorであり、未組織労働者として代表的な下層労働者であった。それは戦後の貧困Deprivationの作用を最も強くうけた最もポピュラーな階層であった。[江口1979b:46—47]

行政や行政側に批判的なスタンスを取る研究者である江口も、1949年のドッジラインによるインフレ政策により失業者が大量に生まれた状況のなかで制定された緊急失業対策法⁵⁾による失業対策事業に、公共職業安定所を通じて登録されたいわゆる「失対日雇」(失業日雇労働者、

あるいは、職安日雇労働者）を中心として日雇労働／日雇労働者を捉えているといえる。そして、この「失対日雇」を中心に組織された労働組合が全日本自由労働組合（全日自労）である。

「実質的な失業者・生活困窮者が自主的に形成していった世界的にもユニークな労働組合」である全日自労の実践は失対日雇に限られていたわけではない。女性や高齢者はもちろん、ドヤ街に居住する日雇労働者（深川）、生活保護者（渋谷）、そして、在日朝鮮人（立川）をも含みこんでいた。江口は、それ自身「ニコヨン」と差別される日雇労働者は「多重」（江口）の差別をなくすために、労働者であると同時に市民としても自由と平等を実践する位置にいたのだと、指摘している。この点を考慮すると、江口の視点は行政側の視点に比べより下層に及んでもいる [江口1979: 435]。

しかし、これらの見方と対照的な日雇労働／日雇労働者を捉える視点も存在する。それが、「寄せ場」からみた都市下層の捉え方である。「暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議」の活動家であった船本洲治は、「一般的に部落差別、民族差別として現象せず、明確に搾取→被搾取、収奪→被収奪、支配→被支配の関係として現出する流動的下層労働者密集居住区＝釜ヶ崎・山谷こそ、階級矛盾のもっとも激化している場所であり、日本帝国主義の労働者・人民に対する分断・支配統治様式の秘密が赤裸々に暴露されている場所」[全国日雇労働組合協議会編1985:171]（強調は引用者）として寄せ場を捉え、「一般的・抽象的に、アイヌ人、部落民、朝鮮人、沖縄人が存在しているわけではなく、多数は具体的に下層労働者大衆として存在し、彼らの闘争は釜ヶ崎労働者の闘争であり、釜ヶ崎労働者の闘争は実に彼らの闘争でもある」とした。

「誰も他人の過去など聞かないし、また彼も言わないから正確な数字はわからない」ような寄せ場のなかでこそ可能となる労働者のなかの労働者、正真正銘のプロレタリアートとしての階級関係からの解放への指向性は「流動的下層労働者」という地点から様々な属性によって差別されるひとびとをも捉えようとしていたのである。

このような船本の議論を反／差別論の観点から敷衍したものとして、例えば青木秀男は「寄せ場労働者の内部で、老人、身体『障害』者、被爆者は、差別される。またそこには、被差別部落出身者、在日韓国・朝鮮人、沖縄出身者に対する外社会の差別主義の母斑が刻印されている。彼らは、三乗化された差別のもとにある」（強調は引用者）と、差別／被差別の軸が交差するそのあり方を指摘している [青木1989:98]。さらに、「寄せ場は、二つの原理からなる複合社会である。一つ、差別主義。それは、人びとを階層と差別へと構造化する。二つ、平等主義。それは、階層と差別への構造化を押し止める。そこで人びとは、互いに『ナカマ』となる。（中略）二つの原理のせめぎあいを通して、寄せ場社会が形成される」のだともする [青木1989:91]。

「失対日雇」を中心とした日雇労働／日雇労働者の分析・運動も、寄せ場を中心とした分析・運動もその都市下層のなかにある差別の複合性（「多重」あるいは「乗化」）への視点をもっている。ただ、青木による、江口らの研究（たとえば、[江口他編1979a]）が寄せ場社会の住人を「被救恤窮民」として捉え寄せ場独自の文化を尊重していない、という批判もある [青木1989]。また、「失対日雇」に比べより流動的な層に寄せ場労働者が位置づくとき、その地点をこそ「ロンペン・プロレタリアート」ではなく、「正真正銘のプロレタリアート」の根拠地とした船本の議論は都市下層への眼差しを最も徹底化させていたといえるかもしれない。

とはいえ、江口らはその研究の中心においた「失対日雇」に独自の文化、より具体的にいえば、差別からの解放の実践といえるものがなかった、ということにはならないだろう。特に、その都市下層において寄せ場や港湾労働社会という特徴が少なかった京都を対象にする本稿では、その視点が重要になってくるように思われる。以下では、この京都における日雇労働のなかの「部落」と「在日」、及び両者の重なり合いについて、行政資料を中心にみていきたい。

3. 2 日雇労働のなかの「部落」

日雇労働者の生活と労働の場であるところの都市下層は、京都においては被差別部落とほぼ同義といってよいだろう。しかし、その被差別部落も近代以降に限っても絶えず再編され変容している〔小林2001〕。とはいえ、戦前から京都の都市下層は、他の都市下層とはその歴史的・地理的・政治経済的条件などから異なる性格を持っており、いわゆるスラムや寄せ場といったものとは違ったものとして理解されていた。

米騒動以降、地方における社会政策が幾つかの大都市で展開するが、京都市においても社会課が都市下層の実相をつかむような諸調査を行っており、それらの調査がその特徴をつかむうえで参考になる。そのひとつである『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』（1932年）では、次のようにその特性を捉えている。

由来、東京、大阪等の例に徴すれば日雇労働者、就中自由労働者の就労手続としては、彼等の居住地附近即ち細民密集地区或は木賃宿密集地域、又は工事現場其他勞力需要現場附近に、寄場と称する労働市場がたち、毎早朝此処に勞力需要者乃至はその中間紹介業者と、直ちに勞務に服し得る様な用地を整へた多数自由労働者とが落合い、その間に各々契約が結ばれ、夫々別れて行く。然るに京都市に於いてはこうした寄場なるものを見出すことは出来ない。嘗ての欧州大戦時代の好況時には、下京区五条一閉町附近に稍々之に類するものもあつた相であるが今はその影もない。これ屢々述ぶるが如く京都市には純自由労働者と称すべき者が極めて僅少なることに基因するものであらうか〔京都市教育部社会課1932:28〕（強調は引用者）

このような見方は、戦後においても持続している。1950年4月に誕生した嵯川府政⁶⁾が設置した京都府労働経済研究所による『未解放部落における労働経済事情—京都市伏見区竹田・深草地区の実態調査』（1951年）は、京都市内の日雇労働者の多くを占める同地区（この点については後述）とスラムとの違いとして「一方では非都会的な閉鎖性を持ち、それかといって農村的な効率性をもたない」「これが『特殊』地区」であるとしている〔京都府労働経済研究所1951:50〕。また、京都市の調査では、「生活の本拠を有しないものが他都市には横浜39%、名古屋12%、大阪16%、神戸9%であるが、本市（京都市—引用者）には全く無い。又バラック住いの者についても同様他都市とは10～30%であるが、本市日雇労働者では2%にすぎない」〔市長公室統計課民生局労働対策事務室1954:33〕と指摘されており、京都の特性を傍証している。

さて、次に「部落」のなかに日雇労働者が多いことをみる。それは、部落産業といわれるも

のが徐々に衰退していく過程と軌を一にするようにして「部落」出身者の日雇労働者化が進行していったことにその一因がある。確かに、前掲の江口に從えば全般的な階層からの貧困層への流出が起こりうるのが戦後の特徴ではあるが、それにしても、「部落」において日雇労働に従事するその数は非「部落」出身者に比べれば率が高い。また、京都の日雇労働者の特徴として、女性と高齢者が他都市に比べ多いことが指摘されている。幾つかの実態調査を見てみよう。

一つ目は京都市左京区養正地区である。養正地区にはいわゆる「田中部落」といわれる被差別部落が存在し、その女性の多くが日雇労働に従事している。京都大学部落問題研究会資料『京都田中部落総合調査』によれば、1956年の時点では、地区人口1911人のうち、日雇労働者の数は226人とその3割近くを占め一番大きな「職業」となっている。その内女性が120人となっている（男性は106人）。年齢別にいえば、21～30歳が36人、31～40歳が73人、41～50歳が90人、51～60歳が67人、61～70歳が19人、70歳以上が3人となっている。高齢者にまで幅広く分布していることが分かる。

この「田中部落」の女性たちは、女性日雇労働者のみを対象にして設置された出町職安（1957年）に登録されていた。そのため、全日自労京都府支部出町分会は女性のみ組織ということになった。中川のぼるの報告のなかでは、「万年ニコヨンは（部落—引用者）差別からつくり出されているのですさかい、差別をなくして人さまなみの生活をするためには、なんとかしてこの万年ニコヨンを政府のおエラさん方に返さしてもらいまっさ」というある女性の言葉が紹介されている〔中川1957:29〕。

さらに、前述の『京都田中部落総合調査』には、9名の女性日雇労働者の生活を詳細に追った記録が掲載されているが、そのほとんどが10代で紡績工場の労働者となり、結婚し、夫が戦死もしくは病気となり、一家の稼ぎ手として失対事業に登録されていくその姿を捉えていて生々しい。

もうひとつ事例を見てみる。京都市伏見区竹田・深草地区における「部落」においても日雇労働者の数は多い。前出した『未解放部落における労働経済事情』によれば、1951年の時点で、職業安定所伏見出張所に登録している女性日雇労働者521人の50%にあたる260人が同地区出身者である。年齢別でいうと、19歳未満13人、20～29歳が46人、30～39歳が65人、40～49歳が81人、50歳～59歳が41人、60歳以上が14人となっている。この傾向は、20年後になってもますますその低階層化・高齢者化・女性化が進行していることも報告されている〔部落問題研究所1975:55〕。

このように、戦後における被差別部落の実態を捉えようとする調査が同時にその生活と労働の場を捉えようとしたとき、日雇労働／日雇労働者という実態を無視することができなかったことが理解できる。

3. 3 日雇労働のなかの「在日」

朝鮮半島から渡航してきた朝鮮人が居住する地域の多くが被差別部落であったことは既に触れた。戦前に関してはいえばその点を指摘した研究も比較的増えている。そのなかには、京都という地域の特殊性からその意味を論ずるものも戦前に関しては存在する〔後藤1991〕〔河1997〕〔許2000〕〔杉本2000a, 2000b〕。ただ、本稿の問題意識にひきつけていえば、「部落」と

「在日」との関係性について十分に論じているものはない。

河明生の研究では「田中部落」を事例に「混住」していた「部落」と「在日」が、一方で同和事業の一環として建設された改良住宅建設過程で「在日」が外国籍のため入居差別を受け排除されていったこと、他方で「在日」の高齢者の多くが被差別部落民を朝鮮における被差別民である「白丁」と呼称していたことなどが指摘されている。後藤や許の研究は都市下層のさらに下層に重層化される朝鮮人を描き、後者は貧困者救済について「部落」より数倍の格差をつけられ朝鮮人が差別されたいたことを指摘している。杉本は、被差別部落と在日朝鮮人集住地区が必ずしも一致しないにも関わらず行政側がそれを同一のものと認識していたこと、被差別部落においては一般地区に比べて日本人と朝鮮人との賃金格差が低かったことなどを指摘している。

戦前の「部落」と「在日」との関係性について本稿で詳述することはできないが、既に戦後の時期よりも前からその生活と労働の場を、どのようなかたちであれ、共有していた可能性を窺うことができるだろう。前出した『京都市に於ける日雇労働者に関する調査』でも、戦後における調査以上に、朝鮮人日雇労働者の生活実態に迫ろうとしていた。それだけ、都市下層のなかで朝鮮人の存在と、その「部落」との関係性を無視することはできなかったのだといえる。

それでは、戦後において「部落」と「在日」との関係性はどうかだったのか。京都市民生局による『京都市同和地区生活実態調査統計数表』（1951年）によれば、その「混住」の持続を窺うことができる。例えば、その人口比は市内八地区について次のようになっている（図1参照）。

楽只地区日本人1443人・朝鮮人224人、養正地区日本人1883人・朝鮮人117人、三条地区日本人1786人・朝鮮人9人、錦林地区日本人772人・朝鮮人52人、壬生地区846人・262人、崇仁地区日本人6198人・朝鮮人109人、竹田地区日本人1734人・朝鮮人34人、深草地区日本人1303人・朝鮮人0人、合計日本人15875人・朝鮮人807人となっている。以上のことから、「同和地区」人口の約5%が「在日」であったことがわかる。さらに、この数字を職業別にみたとき、「その他労務者」に分類されるものは、全体の35.8%と他の職業に比べて最も高い数字を示していた。

続いて京都府によって1952年に行われた『日雇労働者実態調査』をみてみたい。ここでは、京都府全体における日雇労働者の国籍別の内訳が示されている。それによれば、京都市の日雇労働者のうち、男性5673人・

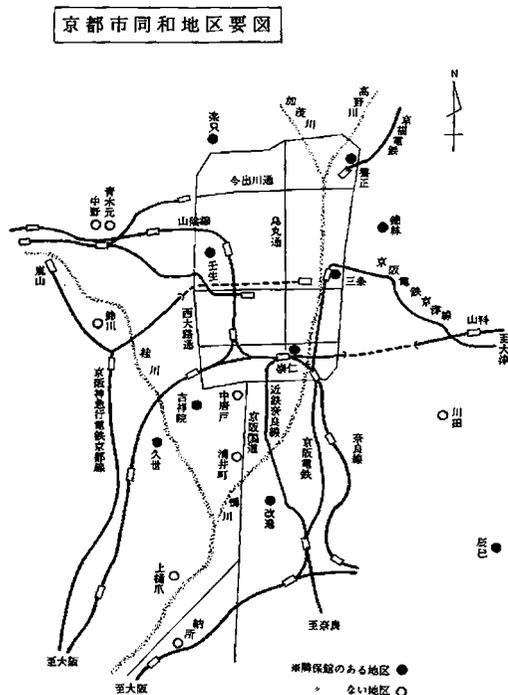


図1 京都市における同和地区

出典)『京都市における同和行政の概要(昭和45年)』

女性3290人となっており、前者は日本人5040人（88.8%）・朝鮮人628人（11.1%）・中国人5人（0.1%）となっている。後者は日本人2980人（90.6%）・朝鮮人310人（9.4%）・中国人0人となっている。さらに、細かくみると、西陣公共職業安定所登録の日雇労働者のうち、日本人男性2190人（86.4%）・朝鮮人男性345人（13.6%）・中国人男性1人（0.04%）、日本人女性1863人（90%）・朝鮮人女性208人（10%）。七条公共職業安定所千本出張所登録者のうち、日本人男性2108人（90%）・朝鮮人男性245人（10%）・中国人男性2人（0.08%）、日本人女性779人（90%）・朝鮮人女性82人（10%）。七条公共職業安定所伏見出張所登録者のうち、日本人男性742人（95%）・朝鮮人男性38人（4.9%）・中国人男性2人（0.3%）、日本人女性338人（95%）・朝鮮人女性20人（6%）、となっている。

また、上記にあげた同和地区ではないが、楽只地区の南に隣接する西陣・柏野地区では他の地区に比較して織物業に就くものが多く企業家も存在する地区であったが、「58年から現在にいたると益々減少して、今や織物業20軒40%になり、その反面自労（日雇）が24%に増加、織工に転化したのも10%を数え、益々減少の経過を辿り今後も零落の方向を示してい」た[生活実態調査班1959:37]。戦後における「在日」の日雇化の一層の進行を窺い知ることができる。

このように、戦後においても日雇労働者のなかにおける「在日」の占める割合が高く、また、その生活と労働の場が「部落」のそれと重なり合っていたということがわかるのではないだろうか。

4. 反差別のかたち

4. 1 被差別者たちの関係性—「部落」と「在日」

このように都市下層における生活と労働の場としての日雇労働のなかで「部落」と「在日」との関係性は具体的にはどうであったのか。ここでは、その関係性を社会運動の視点からみていきたい。在日朝鮮人と日本人との「連帯」というテーマは反／差別論のなかでも議論されてきた歴史がないわけではないが、ここでは差別と労働の問題に照射するために労働運動史のなかでの議論を参照しよう。

「日朝両国人民の連帯の歴史を解明」しようとした岩村登志夫の「日本労働市場の根深い重層的構造は、国内的には沖縄県民や未解放部落にたいする差別に支えられ、国際的には朝鮮人労働者の導入によって補強された。この労働市場の重層的構造こそが、日本労働戦線の統一を妨げた物質的基盤であった」[岩村1972:2]という議論は、少々古典的なもののようにみえるかもしれないが、本稿で取り上げてきた差別の複合性を都市下層／日雇労働という視点から考える際に貴重な参照点となる。とはいえ、ここでは、「部落」と「在日」との関係性は、連帯というある意味で主体的な実践によって形づくられるものというより、そこに発展する前の関係性も含めて焦点としたい。そうでなければ、双方の複雑な関係性を捉えきることはできないからである。

岩村の問題意識を京都の地域性に焦点を当て「京都朝鮮労働同盟会」を中心に検討したものとして鈴木[1981]がある。鈴木は、京都の朝鮮人労働者が民族差別と闘い日朝共同闘争を積極的に進めたことを具体的事例を挙げながら評価している。しかし同時に、その運動が「上か

らの共同戦線」に留まり、民族組織の解体、つまり、全協への解消に向かったことは当時の朝鮮人労働者の現実から遊離した路線であったとも指摘している。一方で、他府県ではあるが、兵庫県加古郡別府町（現加古川市）で起こった「多木製肥所争議」は、「部落」と「在日」との関係性が連帯にまで発展した数少ない事例である〔小林1974〕。

「部落」と「在日」との関係性に関連しては、京都においては水平社東七条支部と「白丁」の運動体である衡平社との関係性も指摘されているが、その関係性が発展していくということはなく〔金1989〕、また、水平運動も日本帝国主義の植民地主義体制に組み込まれていく〔金1994〕。その意味で、戦前における「部落」と「在日」との関係性においては、やはり連帯といえるようなものまで発展するものはほとんどなかった。

戦後においてはどうだったのか。部落解放運動における画期をなした「オール・ロマンス」闘争に対する理解の見直しを迫る金静美による民族差別批判〔金1994〕は、戦後においても「部落」と「在日」との関係性が連帯といえるようなものではなかっただけでなく、そこから程遠いものであったことを明らかにしている。「オール・ロマンス」闘争とは、雑誌「オール・ロマンス」に掲載された「特殊部落」という小説の内容が差別的なものであったこと、そして、その作者が京都市保健所の職員であったことを問題化した差別行政反対闘争のことを指す（1951年⁷⁾）。

同闘争は、その後、全国的に部落解放運動における行政闘争が活発化する端緒となった闘争と理解されてきた。しかし、この小説には東七条（崇仁学区）から東九条にまたがる都市下層のなかを生きる在日朝鮮人が主に描かれていた。金静美は、この点を隠蔽し京都市の職員とともに行政施策（主に改良住宅入居）から「在日」を排除していった部落解放運動を厳しく批判した。ただ、前川修の研究によれば、「オール・ロマンス」闘争の舞台となった都市下層の再編が1951年から1960年代にかけて紆余曲折を経、バラック対策を通して進んだ際に、市内の改良住宅に「在日」も入居していたことが指摘されている〔前川2000, 2001〕。

また、部落解放委員会京都府連事務局長であった土方鐵が次のような「証言」をしている。

もともと、この小説は同時に、朝鮮人差別であることは、いうまでもない。したがって、府連は、在日朝鮮人団体の京都の組織に、共闘を申し入れた。（当時わが国の左翼は、共和国側の組織を、正統としていたので、その組織に）（改行）同組織からは、丁重に断られた。理由は朝鮮戦争の重大な時でもあり、部落解放京都府連が、独自に闘われんことを、という趣旨であった。これは、いずれも口頭でおこなわれたものであって、残念ながら証拠となる文書はない。（改行）京都府連としては、代理糾弾はしてはならない、ということを確認して、行政糾弾（略）を展開したのである。〔土方2001:42—43〕

さらに、同府連副委員長であった三木一平も、「（1951年のメーデー時についての回想のなかで一引用者）（中略）特に朝総連と解放委員会というのはいつも一緒でね、メーデーなんか行きよったけどね」〔三木1984:59〕としている。その意味で、「部落」と「在日」との関係性は金静美が批判するほど単純に分かたれるものではなかったのかもしれない。しかし、これらの「証言」を十分に実証できる資料は今のところ見当たらない。

そこで、「部落」と「在日」との関係性が実際にどうであったかという点を考究するため、本稿ではその生活と労働の場である都市下層／日雇労働（運動）に着目するという視点に立ってきたのである。この視点は、金静美が次のように指摘している点と基本的に合致していると思われる。

在日朝鮮人の歴史と部落解放運動の歴史を、地域史あるいは個人史の領域でたんねんに追及するならば、わたしたちは、地域社会において共同した労働とたたかいの日々を生きていた朝鮮人と被差別部落民とに出会うかもしれない。[金1994:649]

次節では、さらに進んで日雇労働者による労働運動の一つとして全日自労の実践に着目してみることにしたい。そこは、生活と労働とが密接に絡み、搾取と差別が複雑に絡み合う都市下層社会でもある。そこに、周辺に置かれた人びとによる共同性構築の困難さと可能性とが両義的に立ち現れてくるのを見てみたい。

4. 2 全日自労京都府支部の実践（1）

都市下層に暮らす人びとの多くが日雇労働に従事していた。日雇労働者の組織が本格的に組織されるのは、1949年にドッジライン・経済安定九原則の実施によって大量の失業者が生まれ、政府が同年5月に「緊急失業対策法」を施行して以降である。京都では、同年10月に日雇労働者の運動体として全京都自由労働者組合（後、全日自労京都府支部に改称）が結成されている（全日本自由労働組合は、1947年6月に結成された全日本土建一般労働組合を改称して1953年10月に誕生）⁸⁾。

失業対策事業と密接な関連を持つ日雇労働者の組織である全日自労と寄せ場労働者（とその運動体）とは構造的にも主体的にも性格が異なるが、ここでは、全日自労京都府支部の実践を日雇労働運動の事例として取り上げる。同支部は全日自労の組織性格を「全日自労は戦争と失業と貧乏に反対して闘い抜いた。失業者の結集母体として地域における低所得者、生活保護者、未解放部落、朝鮮人の底辺の人たちと共に歩み、そだってきた世にもめずらしい組織である」と規定している [全日自労京都府支部1974a:150]。

京都府支部には四つの分会（西陣・千本・出町・伏見）がある。組合の結成は、千本・西陣の「部落」出身の女性日雇労働者が中心となり [全日自労京都府支部一九七四a]、千本分会には京都府支部の執行委員に名を連ねている「在日」のものもいた [全日自労京都府支部1974b]。また、出町分会は「田中部落」の女性たちがその大半を占め活動を行っていた [中川1957]⁹⁾。伏見分会でも、「部落」に関わる課題と「在日」に関わる課題とを同時に追求している。また、組織的にも部落解放同盟や在日朝鮮統一民主戦線（後、朝鮮総連）との日常的な関係性も存在した [全日自労京都府支部1974b]。

ただ、支部の執行委員も務め主に伏見分会で活動した外尾英範氏によれば、帰国運動などの関係もあり、1960年代以降になると執行委員からは在日朝鮮人は退いていく¹⁰⁾。とはいえ、その後も宇治市ウトロの「在日」女性たちとは朝鮮総連の否定的な反応にも関わらず日雇労働運動をめぐる実践的な交流があったということである¹¹⁾。一方で、支部発行の「日雇白書」（1957

年)には、「言葉の通じない第三^マ国人(朝鮮人)」という表記も見られ、すでに触れた『未解放部落における労働経済事情』でも「今日わしがな、いつも商売しとるチョーセンのとこへ行つたんじや。午頃だつたもんで、飯を食つてけ、食つてけいつて、ほんとに弱った。あいつらのこさえたもん食うのは、何じやしらん心悪うて、わシアよう食えん。しかしそうもいえんし、逃げて来るのに難儀した。それを聞いていた人たちは皆深く同感して、一しきり朝鮮人のうわさに花が咲いた」[森田1949:25→京都府労働経済研究所1951:5]といったかたちで、被差別のなかの被差別としてより下層に在日朝鮮人が位置し蔑まれていたことも窺える。

4. 3 全日自労京都府支部の実践(2)

京都府支部の実践についてもう少し詳しくみていきたい。京都府支部の活動をみていくうえで、千本分会は他の分会に比べて独特な性格をもっていた。1949年の全京都自由労働者組合の結成にも立会い、その後、支部の執行委員も含めて、主に千本分会で活動してきた田中知博氏によれば、伏見分会や西陣分会が革新政党の支持をめぐる問題や部落解放運動内の路線対立の問題などの影響を被り組織的にも分裂を経験しているのに対して、千本分会にはそれがなく、その「中立」性をうまく担保し活動に生かすことができたようである。

千本分会は、1959年8月に京都市東九条西岩本町14番地に事務所を構えている。その活動の範囲は、「在日」が集住する東九条や市内最大の都市部落である崇仁学区も含めて、京都における最都市下層であった。求職闘争における集会では、崇仁では崇仁小学校、東九条では山王小学校が会場として使用されている(さらに、東三条隣保館、久世診療所なども会場として使用されている)。また、1960年の新幹線敷設の際のバラック撤去後の住居保障の交渉に際しては千本分会の長谷川正夫(当時・組織部長)が朝鮮総連とともに顔を連ねているが、分会のなかでは「部落」と「在日」双方とも継続的にその役員も務めていたようである¹²⁾。

朝鮮総連と民団、部落解放同盟と全国部落解放運動連合会の別なく実践が積み重ねられていたといえよう(千本分会においても朝鮮総連から帰国運動の阻害となるため「在日」を組織化しないよう要請されたことがあったという)。そこには、下層のなかで抑圧される日雇労働者という項が可能にさせるある種の共同性が構築されていたといえる。

以上みてきたように、全日自労京都府支部の実践を通じて、部落問題や在日朝鮮人問題に対して徐々にではあるが、全日自労京都府支部という運動体が両者とそれ以外の日本人との共同性を構築していく方向性を指向していたことが窺い知れる。

5. おわりに—継承という課題

「部落」と「在日」との関係性を都市下層/日雇労働という視点からみていくことは、被差別のなかの被差別という状況のなかで、生活と労働の場からどのように被差別の状況にあるものが反差別の共同性を構築しようのかという点を問う意味合いを持っている。もちろん、既にみてきたように、再生産の周辺でそれが単線的に実現するということはありえないし、実際の関係性が連帯と表現できるかどうかとも懐疑的な点が多いことは否めない。

しかし、いくつものかたちでこの課題を継承しようとする動きも存在する。最後に簡単にそ

これらの動きに触れて本稿を終わりたい。東九条には「堤防」「0番地」と呼ばれた東九条松ノ木町40番地という地域がある。そこは、京都市における都市下層である被差別部落や在日朝鮮人集住地区からも流動せざるをえなかった最下層のひとつが集住するようになった鴨川陶下橋の「不法占拠地域」のことを指している。

この「0番地」には日雇労働者が多い。そのすべてが全日自労京都府支部（千本分会）に組織されている〔東九条松ノ木町40番地実態調査団1984:33〕。この調査は「0番地」の実態を知るうえで重要であるだけでなく、先ほど触れた「オール・ロマンス」闘争が内包した民族差別に向き合い共同闘争を指向してこなかった部落解放運動を問い、次のように呼びかけている点においても重要である。

東七条と東九条の差別と分断の歴史と、その結果として、最も劣悪な状態で放置された40番地の現状を踏まえて、現在の条件下で可能な討論と共同行動に着手すると同時に、差別の根幹と闘いの共通の目的を明らかにする作業をおし進めていきたい。〔東九条松ノ木町40番地実態調査団1984:13〕

これらのことは、「0番地」という都市下層に、被差別部落や在日朝鮮人社会からも流動してきた人びとによる連帯の指向性が胚胎していたことを示している。この報告書が世に問われた時期に、その動きに共振するような取り組みも始まっている。それが、「東九条マダン」である。その成立経緯には例えば次のような問題意識が存在していた。

なぜ和太鼓と一緒にやることにこだわったかという、東九条地域に住んでいる日本人の中には被差別部落出身が多くいます。有名なオール・ロマンス事件もここが舞台だった。だから、東九条というのは部落民と一緒に生きてきた地域でもあるし。それからハンマダンに所属しているある青年は、日本人なんだけど、被差別部落出身であるだけで相手の親から結婚が認められていなかった。子どもが生まれたのに会おうともしない。そういう現実も知って。和太鼓というのは、部落産業でもあるし、和太鼓の文化もあってね。同じやるなら、誰といっしょになるのか、何をつくっていくのかということやね。ハンマダンは民族文化だけでなく「民衆文化」にもこだわっていた。〔朴2002〕

さらに、2003年に開かれた「3館共同特別巡回展:『部落』と『在日』—丹波・千本・崇仁」は、この指向性をさらに継承し発展させようとしたものといえる¹³⁾。企画主旨文には次のような言葉が記されている。

被差別部落の人々と在日韓国・朝鮮の人々は、いずれも日本社会の中で厳しい差別を受けながら、様々な形で関係し合い、とりわけそれぞれの集住地区が隣接する地域では、両者の間にごく普通の近所づきあいが営まれ、友情や信頼関係が生まれる一方、時にはいがみ合い、排除し合う関係も生まれました。〔京都市・柳原銀行記念資料館運営協議会・崇仁まちづくり推進委員会・NPO法人丹波マンガ記念館2003〕

これらの問題意識からは、1950・60年代に問われ実践されてきた「部落」と「在日」との関係性のなかにある分断とそれを克服する豊かな契機とを連綿と受け継ぎながら、生活と労働の場におけるその関係性を連帯へと発展させようとする多様な試みが存在し続けてきたことを読み取ることができるのではないだろうか。

急ぎ足ではあったが、京都という対象地域を検討してみえてきたのは、寄せ場といわれる都市下層／日雇労働とは違ったかたちで—青木のいう「匿名社会」[青木1989]というよりは—、特定の差別をも問いながら日雇であることの差別をも問うような労働運動が展開されていた、ということである。前述の江口の分析ではその指向性までは掘り下げ切れていない。また、その運動の問題意識と重なり合うかたちで多様な実践が現代まで取り組まれ続けていることにも注意を払う必要がある。

個別の反差別の運動史という枠組みではなく、都市下層／日雇労働という視点に立つことで、被差別の来歴を持つものや現にその属性による差別を受けるものたちが、頻繁に接触し、ときに差別からの解放を指向する共同性を互いに構築していたこと／しようとしていたことが見出せたといえるだろう。とはいえ、同時にその指向性が挫折せざるを得ないような幾重にも折り重なった困難な諸経験もまた現実存在する。被差別者間の関係性を「複合的」というかたちで整理するだけでなく、また、「歴史的な文脈の平板化」にも抗するようなかたちで、反差別の共同性をどのように指向しうるものであろうか。本稿がその点を考えるための一助となれば幸いである。

付記

本稿を作成するうえで、資料提供の面で京都部落問題研究資料センターにお世話になった。また、インタビューをお願いした方々には、快く応じて頂いた。さらに、＜社会運動＞研究会では多くの方々に有益なコメントを頂いた。この場を借りて感謝申し上げます。

注

- 1) セッション1とセッション2でなされた諸議論に関しては、筆者なりの応答を別のところで行った [山本2006b]。
- 2) 現代のグローバル化という文脈のなかで都市下層を考える際に、世界都市論を無視することはできない。例えば青木秀男は、「経済のグローバリゼーションのなかの日本の都市下層 (urban deprived) の変容は、都市下層の形成過程や都市の産業・労働の構造的な特性、経済・福祉政策などに、具体的な中身と方向が決定されている」と指摘している [青木2000:253]。ただ、都市下層の変容の現代史を描く地域研究の位相が現代的文脈のなかでどのように位置づけるのか。本稿ではこの点を十分に考えきれていない。今後の課題としたい。
- 3) 被差別部落出身であると同時に女性であることがもたらす差別の複合性については玉井 [1997]、障害者であり女性であることに関わっては瀬山 [2004]、荻野 [2005] がある。荻野は、中絶／リプロダクティブ・ライツをめぐる障害者運動と女性運動との緊張に満ちた接触・関係性を端的に整理してもいる。また、野宿者であり女性であることに関わっては丸山 [2006] がある。それぞれ、この困難な課題に取り組む貴重な作業といえる。
- 4) この問題については次の議論を基本的な視点として共有している。山口節郎は、F. パーキンの議論を参照しながら「二重閉鎖」という考え方を提示し、「報酬や機会へのアクセスにおいて上位の階級

（層）によって排除された階級（層）が、今度は残された報酬や機会へのアクセスを一人占めにするために、より劣位の、あるいはより脆弱な集団を排除する、ということも起こり得る。被抑圧者がさらに他者を抑圧し、被搾取者がさらに弱い者を搾取する、というような形で排除される下位の階層やグループの数が増殖されていく」[山口1990:338]としている。さらに、「財（property）の所有に絡む階級間でのコンフリクト」を「一次的閉鎖」（primary closure）、これに付随するかたちでいわゆる1960年代後半以降に問われる、「新しい不平等」（二次的閉鎖）が起こる、ともしている。また、世界システム論の立場から労働力の再配置において性差別と人種差別が資本蓄積のために作られていったことをウォーラー・ステインが指摘している[Wallerstein1995 = 1997]。しかし、未だ実証が困難な点でもある。今後の課題としたい。

- 5) 失対事業の根拠法であった緊急失業対策法は、1963年に「緊急失対法および職業安定法の一部改正」とともに新規失対登録を基本的に打切ったが、職安法の「中高年齢者等就職促進措置」の終了者の一部が流入する余地があった。しかし、1971年に「中高年齢者雇用促進特別措置法」が成立し、失対改正法の附則第二条により、その時点で失対事業に就労するものに限られることで、失対打切りは完成された。同法が完全に廃止されたのは1995年。
- 6) 蜷川府政および京都における戦後革新自治体の意義と限界については山本[2005]で論じた。
- 7) 「オール・ロマンス」闘争にはついては、在日朝鮮人及びその運動に比して、部落解放運動に対する占領軍や治安当局の警戒が弱かったことを、その闘争の成立要因の一つとして挙げた[山本2006a]。
- 8) 全日自労の結成における共産党の役割は重要である。1950年前後に公職追放や民間の職場からのレッドパージが強行されるが、パージされた労働者の多くが、職安前の広場を組織化の場として、日雇労働運動を牽引していくのである。この点については、江口[1983]や外尾英範氏からの聞き取りなどでも証言されている。さらに、高史明の『闇を喰む―Ⅱ焦土』のなかにはそのような文脈のなかに一在日朝鮮人として関わった主人公の経験が語られていて興味深い。
- 9) 権大奉（安藤大吉）はその一人であるが、1959年に京都府支部教宣部長、1960年には同書記長に就いている（後、北朝鮮に帰国）。また、彼は自労演劇サークルの中心人物として「にこよんの唄」という演劇を1956年7月8日に主催している。
- 10) 帰国運動については、高崎・朴[2005]を参照。
- 11) 2006年5月10日、筆者による外尾氏への聞き取りから。
- 12) 以上の記述は、2007年4月6日、筆者による田中氏への聞き取り、及び、同氏の自筆メモを参照。
- 13) 2005年11月19日、崇仁体育館にて行った筆者による山内政夫氏への聞き取りから。山内氏は『報告書』の発行責任者であり「3館共同特別巡回展」の企画者でもあった。彼が日本共産党に党籍があり未だ10代の時に監督した自主映画『東九条』（1968年）には当時の東九条の日常風景が映され、また、「東九条生活と健康を守る会」の活動も映っており興味深い。この点については別稿で検討したい。

参考文献

- 青木秀男, 1989, 『寄せ場労働者の生と死』明石書店
———編, 1999, 『場所をあける！―寄せ場／ホームレスの社会学』松籟社
———, 2000, 『現代日本の都市下層―寄せ場と野宿者と外国人労働者』明石書店
岩村登志夫, 1972, 『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房
浅田朋子, 1997, 「京都府協和会小史―戦前・戦中における在日朝鮮人政策」, 在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』, 第27号
上野千鶴子, 2002, 『差異の政治学』岩波書店
Wallerstein, Immanuel, 1995, *Historical Capitalism with Capitalist Civilization*, Verso. (= 1997, 川北稔訳『新版・史的システムとしての資本主義』岩波書店)

- 江口英一, 1961, 「未組織労働者」, 大河内一男編『日本経営と労働(2) — 講座現代日本の分析第4巻』有斐閣
- , 1966, 「全日自労」, 朝日ジャーナル編『日本の巨大組織』勁草書房
- [他] 編, 1979a, 『山谷—失業の現代的意味』未来社
- , 1979b, 『現代の「低所得層」—「貧困」研究の方法(上)』未来社
- , 1983, 「自由労働組合=全日自労の生成をめぐって」, 黒川俊雄 [他] 編『労働組合運動の現代的課題』未来社
- 大阪人権博物館編, 2002, 『「オール・ロマンス事件」再考』大阪人権博物館
- 荻野美穂, 2005, 「障害を理由とした中絶とフェミニズム—アメリカの場合, 日本の場合」, 『思想』No.979, 岩波書店
- 小野俊彦, 2005, 「北九州門司港の港湾労働者とその朝鮮戦争体験」, 日本社会分析学会編『社会分析』, 第32号
- 金静美, 1989, 「朝鮮独立・反差別・反天皇制—衡平社と水平社の連帯の基軸はなにか」, 『思想』岩波書店, 第786号
- , 1994, 『水平運動史研究—民族差別批判』現代企画室
- 京都市・柳原銀行記念資料館運営協議会・崇仁まちづくり推進委員会・NPO法人丹波マンガ記念館, 2003, 『3館共同特別巡回展:『部落』と『在日』—丹波・千本・崇仁』
- 京都市教育部社会課, 1932, 「京都市に於ける日傭労働者に関する調査(昭和6年9月)」
- 京都市総務室, 1952, 『京都市不良住宅実態調査報告書』京都部落史研究所
- 京都市民生局福利課, 1951, 『京都市同和地区生活実態調査統計数表昭和26年調』, 京都部落史研究所
- 京都大学部落問題研究会, 1956, 『京都田中部落総合調査』京都部落史研究所
- 京都府, 1953, 『日雇労働者実態調査(昭和27年11月調査)』
- 京都府民生労働部職業安定課, 『日雇労働者実態調査結果—失業対策事業紹介適格者について』(1964, 1967, 1968, 1969, 1970, 1972)
- , 1972, 『日雇求職者就労状況等調査結果』
- 京都府労働経済研究所, 1951, 『未解放部落における労働経済事情—京都市伏見区竹田・深草地区の実態調査』
- 高史明, 2004, 『闇を喰む—II焦土』角川書店
- 後藤耕二, 1991, 「京都における在日朝鮮人をめぐる状況—1930年代」, 在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』, 第21号
- 小林末夫, 1974, 『在日朝鮮人労働者と水平運動』部落問題研究所
- 小林文広, 2001, 『近代日本と公衆衛生—都市社会史の試み』雄山閣出版
- 桜井厚, 2002, 『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』せりか書房
- 市長公室統計課民生局労働対策事務室, 1954, 『京都市日雇労働者生活実態調査結果報告書』
- 新泉社編集部編, 1983, 『現代反差別の思想と運動』新泉社
- 杉原薫・玉井金五編, 1986, 『大正/大阪/スラム—もうひとつの日本近代史』新評論
- 杉原達, 1998, 『越境する民—近代大阪の朝鮮人史研究』新幹社
- 杉本弘幸, 2000a, 「戦前期『不良住宅地区』の変容過程(上)—不良住宅地区・被差別部落・在日朝鮮人」, 部落解放・人権研究所編『部落解放研究』, 第136号
- , 2000b, 「戦前期『不良住宅地区』の変容過程(下)—不良住宅地区・被差別部落・在日朝鮮人」, 部落解放・人権研究所編『部落解放研究』, 第137号
- 鈴木博, 1981, 「京都における在日朝鮮人労働者の闘い」, 在日朝鮮人運動史研究会編『在日朝鮮人史研究』, 第8号
- 生活実態調査班, 1959, 「京都市西陣・柏野地区朝鮮人集団居住地域の生活実態」, 朝鮮問題研究所編『朝

- 鮮問題研究』, 第3巻第2号
- 瀬山紀子, 2004, 「<複合差別の具体的様相>—70年代ウーマン・リブのなかにいた障害をもつ女性の語りから」, 障害学会第一回大会報告レジュメ,
<http://www.jsds.org/resume/20040301.doc> (アクセス:2007年2月3日)
- 全国日雇労働組合協議会編, 1985, 『黙って野たれ死ぬな—船本洲治遺稿集』れんが書房新社
- 全日本自由労働組合, 1977, 『全日自労の歴史』労働旬報社
- 全日自労京都府支部, 1955, 『日雇の実態』全日自労京都府支部
- , 1957, 「日雇白書」, 部落問題研究所編『部落』, 5月号
- , 1974a, 『全日自労京都府支部25年のあゆみ』全日自労京都府支部
- , 1974b, 『全日自労京都府支部25周年史表(草稿)』全日自労京都府支部
- 高崎宗司・朴正鎮編, 2005, 『帰国運動とは何だったのか—封印された日朝関係史』平凡社
- 玉井眞理子, 1997, 「『部落出身』であると同時に『女性』であること—二人の被差別部落女性の口述生活史より」, 『国立婦人教育会館研究紀要』, 創刊号
- 津村喬, 1970, 『われらの内なる差別』三一書房
- 外村大, 2004, 『在日朝鮮人社会の歴史学的研究—形成・構造・変容』緑蔭書房
- 中川のぼる, 1957, 「あるニコヨンの生活と意見」, 部落問題研究所編『部落』, 5月号
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波新書
- 中根敏光, 1993, 「『寄せ場』をめぐる差別の構造」広島修道大学総合研究所
- 西澤晃彦, 1995, 『隠蔽された外部—都市下層のエスノグラフィー』彩流社
- 西成田豊, 1997, 『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会
- 朴在一, 1957, 『在日朝鮮人に関する総合調査研究』新紀元社
- 朴実, 2002, 「東九条マダン10年を迎えて」
http://www.taminzoku.com/news/interview/in0212_paku.html (2006年10月31日アクセス)
- 原口剛, 2003, 「『寄せ場』の生産過程における場所の構築と制度的実践—大阪・『釜ヶ崎』を事例として」,
人文地理学会編『人文地理』, 第55巻第2号
- , 2006, 「1950—1960年代の港湾運送業における寄せ場・釜ヶ崎の機能」, 大阪市立大学大学院文学研究科・都市文化研究センター『都市文化研究』, 第7号
- 河明生, 1997, 『韓人日本移民社会経済史—戦前篇』明石書店
- 土方鐵, 2001, 「わが足跡②」, 「差別とたたかう文化」刊行会編『差別とたたかう文化』, No.21
- 日高六郎, 1962, 「『社会運動』のシンポジウムに寄せて」, 日本社会学会編『社会学評論』有斐閣, 第13巻第1号
- 平井正治, 1997, 『無縁声声—日本資本主義残酷史』藤原書店
- 許光茂, 2000, 「戦前京都の都市下層社会と朝鮮人の流入—朝鮮人の部落への流入がもつ歴史的意義をめぐって」, 在日朝鮮人研究会編『コリアン・マイノリティ研究』, 第4号
- 部落問題研究所, 1975, 『京都市竹田深草地区実態調査報告書』
- Hechter, Michael, 1987, *Principles of Group Solidarity*, The Regents of the University of California. (= 2003, 小林淳一 [他] 訳『連帯の条件—合理的選択理論によるアプローチ』ミネルヴァ書房)
- 前川修, 2000, 「東七条における疎開地整備事業とバラック対策」, 京都部落史研究所編『京都部落史研究所紀要』, 第12号
- , 2001, 「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」, 部落解放・人権研究所編『部落解放研究』, 第141号
- 丸山里美, 2006, 「野宿者の抵抗と主体性—女性野宿者の日常の実践から」, 日本社会学会編『社会学評論』有斐閣, 第56巻第4号

- 三木一平, 1984, 「戦後初期部落解放運動の展開—三木一平氏に聞く」, 部落問題研究所編『部落問題研究』, 第80号
- 道場親信, 2006, 「1960—70年代の『市民運動』『住民運動』の歴史的位罫—中断された『公共性』論議と運動史的文脈をつなぎ直すために」, 日本社会学会編『社会学評論』有斐閣, 第57巻第2号
- 森田興志, 1949, 「北摂K村記(上)」, 部落問題研究所編『部落問題研究』北大路書房, 第1巻第6号
- 労働省職業安定局監修, 日本職業協会編, 1968, 『公共職業安定所別労働市場便覧—わが国労働市場の全貌』日刊労働通信社
- 山口節郎, 1990, 「現代社会と不平等」, 高橋哲哉編『差別』岩波書店
- 山本崇記, 2005, 「戦後『革新自治体』の成立と崩壊—現代における『新自由主義』的自治体再編を『準備』した『革新自治体』運動の陥穽点」(立命館大学大学院先端総合学術研究科博士予備論文)
- , 2006a, 「『オール・ロマンス』糾弾闘争の政治学—戦後部落解放運動史再考にむけて」, 『コア・エシックス』立命館大学大学院先端総合学術研究科, 第2号
- , 2006b, 「現代労働運動試論(その1)—個性・集団性・手段性をめぐって」, 『PACE』, 第2号
- , 2007, 「差別/被差別関係の論争史—現代(反)差別論を切り開く地点」, 『コア・エシックス』立命館大学大学院先端総合学術研究科, 第3号